

# 災害復旧工事における現場代理人の常駐義務緩和措置について【特例】

(令和5年10月12日)

## 1 緩和措置拡大の理由

令和4年災の災害復旧工事については、特例措置を講じ早期復旧に努めていますが、**令和5年発生**災害の復旧工事についても災害復旧工事の着実な執行を図ることを目的に、現場代理人常駐義務の緩和措置を講ずることとします。

## 2 現場代理人の兼任を認める要件

### ① 対象となる工事

本市が発注する**令和5年**に被災した公共施設（林道を含む）、農地及び農業用施設等の災害復旧工事に限る

### ② 兼任できる工事件数

- ア) 兼任できる対象工事は**10**件までとし、その請負代金額の合計は4000万円を超えることはできない
- イ) 対象工事受注者については、対象工事以外の市が発注する建設工事（予定価格1000万円未満）を上記ア)の件数に含めても差し支えない
- ウ) 適用日以前に発注している対象工事についても本特例措置を適用するものとする

## 3 現場代理人の兼任手続き

- ① 受注者は、別紙1「現場代理人兼任届出書」によりその旨を届け出ること
- ② 受注者は、「現場代理人兼任届出書」を2部作成し、すでに受注している工事の監督員に他工事の兼任となった旨を書面「現場代理人兼任届出書」で報告し監督員承認後、「現場代理人兼任届出書」を契約検査室へ提出（契約締結時）する
- ③ 兼任する工事が同時に3件を超えて稼動することはできないものとする

## 4 留意事項

「現場代理人兼任届出書」の記載内容に虚偽があった場合、現場代理人の兼任することにより現場体制の不備、安全管理や品質管理の不徹底等の理由から不良な工事となった場合は、本特例措置の取消、契約解除、成績評定への反映、指名停止措置等を行うことがある。

この取扱は、令和5年10月12日から適用する。